

○志布志市税の減免に関する規則

平成25年3月29日
規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、[志布志市税条例\(平成18年志布志市条例第73号。以下「条例」という。\)](#)第51条、[第71条](#)、[第89条](#)、[第90条](#)及び[第139条の3](#)に規定する市民税、固定資産税、軽自動車税及び特別土地保有税の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(市民税の減免)

第2条 [条例第51条第1項](#)の規定による市民税の減免は、[次の各号](#)に掲げる区分に応じ、[当該各号](#)に定める割合とする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受ける者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア 生活扶助を受ける者 その扶助を受けるに至った日以後に納期の末日の到来する税額の全部

イ 生活扶助以外の扶助の併給を受ける者 その扶助の併給を受けるに至った日以後に納期の末日の到来する税額の全部

ウ 生活扶助以外の扶助の単給を受ける者 その扶助を受けるに至った日以後に納期の末日の到来する税額の10分の7

(2) 廃業若しくは休業(法人を除く。)又は失業若しくは疾病等により、当該年中の合計所得金額の見積額(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第15条の規定によって支払われるべき失業給付、保険契約に基づく傷病保険給付その他これらに類する給付がある場合には、これらを含む。)が前年中の合計所得金額の10分の5未満に減少すると認められる者で、前年中の合計所得金額が400万円以下のもの その事由発生の日以後に納期の末日の到来する税額について、[次の表](#)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該欄に定める割合

前年中の合計所得金額	減額又は免除の割合	
	減少程度が10分の3以上10分の5未満の場合	減少程度が10分の3未満の場合
200万円以下の場合	2分の1	全部
200万円を超え300万円以下の場合	4分の1	2分の1
300万円を超え400万円以下の場合	8分の1	4分の1

(3) 地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項第9号に規定する勤労学生で当該年度に課される市民税が均等割のみのもの 全部

(4) 公益社団法人及び公益財団法人 全部

(5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体([第6条](#)において「地縁団体」という。)、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成6年法律第106号)第8条に規定する法人である政党又は政治団体及び特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人で、収益事業を行わないもの 全部

2 [条例第51条第2項](#)の規定にかかわらず、[前項第4号](#)及び[第5号](#)に規定する法人については、[条例第51条第2項](#)の規定による申請を省略することができる。

(固定資産税の減免)

第3条 [条例第71条第1項](#)の規定による固定資産税の減免は、理由発生の日以後に当該年度の納期の末日の到来するものの税額について、[次の各号](#)に掲げる区分に応じ、[当該各号](#)に定める割合とする。

(1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 生活保護法の規定により扶助を受けている者 全部

イ [ア](#)に準ずると認められる者で公的扶助を受けているもの 10分の5

(2) 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。) 全部

2 [条例第71条第1項第1号](#)及び[第2号](#)に規定する固定資産について前年度に引き続き固定資産税の減免を受けようとする場合は、当該申請書の記載事項に変更がない場合に限り、当該減免に係る申請の手続があったものとみなす。

(軽自動車税の減免)

第4条 [条例第89条第1項](#)に規定する軽自動車税の減免は、当該軽自動車税の全額を免除するものとし、[同項](#)に規定する市長が公益のため直接専用するものと認める軽自動車等は、[次の各号](#)に掲げる事業を行う

社会福祉法人等が所有し、かつ、当該事業の用に供する軽自動車等で、[当該各号](#)に掲げる事業を行う法人又は経営する施設の名称が耐久性のある塗料、シール等で車体に直接表示されているものとする。

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第1号から第4号までに掲げる第1種社会福祉事業
- (2) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2に規定する老人居宅介護等事業及び老人デイサービス事業並びに同法に規定する老人デイサービスセンター、老人福祉センター及び老人介護支援センターを経営する事業
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条に規定する障害福祉サービス事業(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を行う事業に限る。)及び移動支援事業並びに地域活動支援センター及び福祉ホームを経営する事業
- (4) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する身体障害者福祉センターを経営する事業

(身体障害者等に対する軽自動車の減免)

第5条 [条例第90条第1項](#)に規定する軽自動車税の減免は、当該軽自動車税の全額を免除するものとし、[同項第1号](#)に規定する身体障害者等は、[次の各号](#)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、[別表第1](#)の障害の区分に応じ、それぞれ当該欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する障害の級別に該当する障害を有するもの
 - (2) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、[別表第2](#)の障害の区分に応じ、それぞれ当該障害の区分の欄に掲げる恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2又は[第1号表](#)の3に規定する障害の程度に該当する障害を有するもの
 - (3) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付け発児第156号厚生事務次官通知)の規定により療育手帳の交付を受けた者で、A1判定又はA2判定に該当する障害を有するもの
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の表の1級に該当する障害を有するもの
- 2 [条例第90条第1項](#)に係る軽自動車等を運転する者が身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等を常時介護する者の場合については、軽自動車等を専ら身体障害者等の通学、通院、通所又は生業のために使用し、かつ、定期的に週1日以上又は月4日以上当該身体障害者等の送迎のために使用するものに限る。
- 3 [条例第90条第1項第2号](#)に規定する軽自動車等は、身体障害者が利用するために車椅子の昇降装置、固定装置又は浴槽の装置等の特別な装置を備えたもので、自動車検査証に記載のあるもののうち、構造変更部分が身体障害者専用であるものとする。
- 4 軽自動車税の減免は、1人の身体障害者等が所有する軽自動車等につき1台に限るものとする。ただし、当該身体障害者等が他に普通自動車等を所有し、自動車税の減免を受けている場合は、軽自動車税の減免を受けることはできない。
- 5 [条例第90条第1項](#)に規定する軽自動車等について前年度に引き続き軽自動車税の減免を受けようとする場合は、当該申請書の記載事項に変更がない場合に限り、当該減免に係る申請の手続があったものとみなす。

(特別土地保有税の減免基準)

第6条 [条例第139条の3第1項](#)の規定による特別土地保有税の減免は、事由発生の日以後当該年度の納期の末日の到来するものについて、[次の各号](#)に掲げる区分に応じ、[当該各号](#)に定める基準の範囲内とするものとする。

- (1) 公益のために直接使用する土地(地縁団体が専らその用に供するため所有し、又は無償で直接使用する土地及びこれに準ずると認められる団体が専らその用に無償で直接使用する土地をいう。) 当該土地又はその取得に係る税額の全部
- (2) [前号](#)に掲げる土地以外の土地で特別な事由があるもの その都度市長が定める割合(減免の取消し)

第7条 減免を受けた者が、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、その減免を取り消し、その旨を当該減免を受けた者に通知するとともに、減免により免れた市税を徴収する。

- (1) 資力の回復その他事情の変化により減免が不適当と認められる場合で、[条例第51条第3項](#)、[第71条第3項](#)、[第89条第3項](#)([第90条第4項](#)において準用する場合を含む。)及び[第139条の3第3項](#)による申告をしなかった場合
- (2) 偽りの申請その他不正の行為によって減免を受けたと認められる場合(減免申請書)

第8条 [条例第51条第2項](#)、[第71条第2項](#)、[第89条第2項](#)、[第90条第2項](#)及び[第139条の3第2項](#)に規定する市税の減免申請書は、[様式第1号](#)から[様式第5号](#)までによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までになされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成27年12月28日規則第28号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和4年3月25日規則第11号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第1(第5条関係)

障害の区分		障害の程度	
		本人運転	生計同一者運転及び常時介護者運転
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1	
聴覚障害		2級及び3級	
平衡機能障害		3級	
音声機能障害		3級(喉頭摘出手術を受けた者に限る。)	
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2	
下肢不自由		1級から6級までの各級	1級、2級及び3級の1
体幹不自由		1級から3級までの各級及び5級	1級から3級までの各級
乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能 障害	上肢機能	1級及び2級(一上肢にのみ運動機能障害がある場合を除く。)	
	移動機能	1級から6級までの各級	1級から3級まで(一下肢にのみ運動機能障害がある場合を除く。)
心臓機能障害		1級及び3級	
腎臓機能障害			
呼吸器機能障害			
ぼうこう 膀胱 又は直腸の機能障害			
小腸機能障害			
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫障害		1級から3級までの各級	
肝臓機能障害			

別表第2(第5条関係)

障害の区分	障害の程度	
	本人運転	生計同一者運転及び常時介護者運転

視覚障害		特別項症から第4項症までの各項症	
聴覚障害			
平衡機能障害			
音声機能障害		特別項症から第2項症までの各項症(喉頭摘出手術を受けた者に限る。)	
上肢不自由		特別項症から第4項症までの各項症	
下肢不自由		特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症	特別項症から第3項症までの各症
体幹不自由			特別項症から第4項症までの各症
乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能 障害	上肢機能	1級及び2級(一上肢にのみ運動機能障害がある場合を除く。)	
	移動機能	1級から6級までの各級	1級から3級まで(一下肢にのみ運動機能障害がある場合を除く。)
心臓機能障害		特別項症から第3項症までの各症	
腎臓機能障害			
呼吸器機能障害			
ぼうこう 膀胱 又は直腸の機能障害			
小腸機能障害			
肝臓機能障害			

[様式第1号\(第8条関係\)](#)

様式第1号（第8条関係）

市民税減免申請書

年 月 日

志布志市長 様

納税義務者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話 — —

志布志市税条例（平成18年志布志市条例第73号）第51条の規定により、市民税の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

1 減免を受けようとする理由

2 減免を受けようとする税額

	期別	税額	左のうち減免を受けようとする税額	納期限
年度	第1期	円	円	年 月 日
	第2期	円	円	年 月 日
	第3期	円	円	年 月 日
	第4期	円	円	年 月 日
	計	円	円	

法人税の減免を受けようとする場合のみ記入すること。

法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間	年 月 日から 年 月 日まで
---------------------------	-----------------

注 減免を受けようとする理由を証明する書類を添付してください。

様式第2号（第8条関係）

（表面）
固定資産税減免申請書

年 月 日

志布志市長 様

納税義務者 住所 （ 法人にあつては、主たる事務所の所在地 ）
個人番号 （ 法人にあつては、法人番号 ）
氏名 （ 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 ）
電話 — —
納税管理人又は相続人 住所
氏名
個人番号
電話 — —

志布志市税条例（平成18年志布志市条例第73号）第71条の規定により、固定資産税の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

1 土地・家屋

区分	所在	地番・家屋番号	地目・種類・構造	地積・床面積	価格
土地・家屋				m ²	円
土地・家屋				m ²	円
土地・家屋				m ²	円

☐ 別紙課税台帳のとおり

2 償却資産

所在	種類	数量	価格
			円
			円

☐ 別紙償却資産申告書のとおり

3 減免を受けようとする理由

(裏面)

4 減免を受けようとする税額

年度	期別	税額	左のうち減免を受け ようとする税額	納期限
	第1期	円	円	年 月 日
	第2期	円	円	年 月 日
	第3期	円	円	年 月 日
	第4期	円	円	年 月 日
	計	円	円	

注 減免を受けようとする理由を証明する書類を添付してください。

様式第3号（第8条関係）

軽自動車税減免申請書

年 月 日

志布志市長 様

納税義務者 住所 （ 法人にあつては、主たる事務所の所在地 ）
氏名 （ 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 ）
電話 — —

志布志市税条例（平成18年志布志市条例第73号）第89条の規定により、軽自動車税の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

軽自動車等の所有者等	住所		
	氏名又は名称		
	個人番号（法人にあつては、法人番号）		
軽自動車等の種別		主たる定置場	
原動機の型式		原動機の総排気量又は定格出力	
用途		形状	
車両番号又は標識番号			
軽自動車の使用目的及び状況			

注 車検証の写し及び減免を受けようとする理由を証明する書類を添付してください。

様式第4号（第8条関係）

軽自動車税減免申請書（身体障害者等用）

年 月 日

志布志市長

様

申請者 住所

氏名

個人番号

電話 — —

志布志市税条例（平成18年志布志市条例第73号）第90条の規定により、軽自動車税の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

身体障害者等	住所			生年月日	年 月 日	
	氏名				(歳)	
	手帳番号			交付年月日	年 月 日	
	障害の程度（障害等級）			申請者との関係		
	障害名					
運転者	住所			生年月日	年 月 日	
	氏名				(歳)	
	身体障害者等との関係			交付年月日	年 月 日	
	運転免許証	番 号		有効期限	年 月 日	
		種 類		条 件 等		
申請理由		☐ 本人運転 ☐ 生計同一者運転 ☐ 常時介護者運転				
軽自動車等の使用目的		☐ 生業 ☐ 通院 ☐ 通学 ☐ 通所 ☐ 帰省				
減免を受けようとする軽自動車等	車 両 番 号			種別		
	主たる定置場			用途		
	所 有 者	住所				
		氏名				
	使 用 者	住所				
氏名						
備考						

注 次に掲げる書類を提示すること。

- (1) 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- (2) 身体障害者等、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属するものに限る。）を常時介護する者の運転免許証

(3) 減免の対象となる軽自動車等の車検証

様式第5号（第8条関係）

特別土地保有税減免申請書

年 月 日

志布志市長 様

納税義務者 住所 (法人にあつては、主
たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)
電話 — —
納税管理人 住所
氏名
電話 — —

志布志市税条例（平成18年志布志市条例第73号）第139条の3の規定により、特別土地保有税の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

1 減免を受けようとする土地

所在	地番	地目	面積	取得年月日	取得価額	税額
			m ²	年 月 日	円	円

2 減免を受けようとする事由

注 減免を受けようとする事由を証明する書類を添付してください。